

津市文化奨励賞の 候補者を募集



文化振興課 ☎229-3250 📠229-3344

芸術、学術、市民文化などを通じ、将来一層の活躍が期待される個人または団体の活動を奨励するため、津市文化奨励賞の候補者を募集します。

対象 市内に在住・在勤・在学、または津市出身の個人および津市を中心に活動している団体で、芸術分野などで優れた業績を挙げ、将来一層の活躍が期待されるもの ※詳しくは、要項をご覧ください。

申し込み 推薦書に必要事項を記入し、直接窓口または郵送で文化振興課(〒514-8611 住所不要)または各総合支所地域振興課へ ※募集要項は市ホームページからもダウンロード可

募集期間 6月2日(月)～8月1日(金) ※必着

情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況



総務課 ☎229-3276 📠229-3255

令和6年度の情報公開制度・個人情報保護制度に基づく開示請求の件数は以下のとおりです。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

情報公開

開示請求	507件
開示	235件
部分請求	337件
不開示	49件
取下げ	26件
審査請求	5件

※1件の請求に対して複数の決定(処理)を行う場合があります。

個人情報保護

開示請求	41件
請求内容	開示の請求 41件
	訂正の請求 0件
	利用停止などの請求 0件
処理状況	開示 19件
	部分開示 13件
	不開示 9件
	取下げ 3件
審査請求	0件

個人住民税の

納税通知書を送付します



令和6年中の所得に対する個人市民税・県民税・森林環境税(個人住民税)の年税額が決定しましたので、該当する人には納税通知書を6月に送付します。納付方法は、次の3通りがあります。

1 普通徴収

納税通知書に同封の納付書で納付してください。□座振替手続きをしている人は、指定の□座から引き落とされます。また、新たに□座振替を希望する際は、金融機関窓口で申請してください。申請日の翌月以降の納期月から引き落とされます。

2 給与からの特別徴収

給与支払者が6月から翌年5月までの年12回に分けて給与から差し引き、市へ納入します。なお、給与からの特別徴収(引き落とし)になる人には、事業所を通じて特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)が交付されます。

3 公的年金からの特別徴収

公的年金を受給している人は、

個人住民税のうち公的年金の所得に係る税額が、公的年金から特別徴収されます。

※税額に変更があった場合などには、公的年金からの特別徴収が中止になることがあります。中止となった場合は、改めて納税通知書などでお知らせします。

同一生計配偶者の 定額減税について

令和6年中の合計所得金額が1000万円超1805万円以下で、個人市民税・県民税所得割が課税される納税義務者本人の同一生計配偶者(国内居住のみ、合計所得金額が48万円以下の配偶者)について、令和7年度に限り、納税義務者本人の個人市民税・県民税所得割から定額減税額1万円が控除されます。



市民税課 ☎229-3130 📠229-3331